

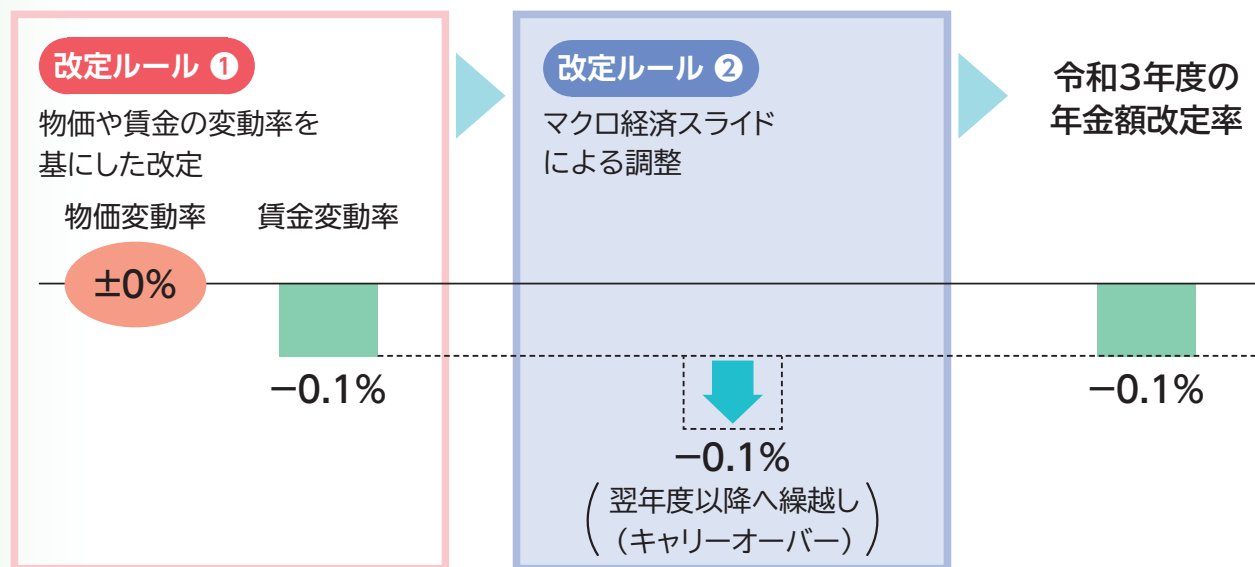
# 令和3年度の年金額は 0.1%引き下げられます

年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度の額を改定（増額または減額）することとされています。

令和3年度の年金額は、昨年度より原則、0.1%の引き下げ（減額）となりました。今回の年金額の算定に用いられた「年金額改定ルール」と、0.1%の引き下げに至った「年金額改定率の算定の流れ」をご説明します。



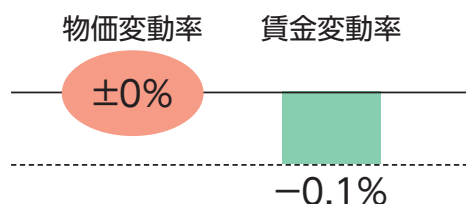
## 年金額改定率の算定の流れ



### 改定ルール ① 物価や賃金の変動率を基にした改定

令和2年の物価変動率（年平均の全国消費者物価指数）は対前年比で±0%、賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は対前年比で-0.1%となりました。このように賃金変動率がマイナスで、かつ賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、賃金変動率を基にして年金額を改定することが法律で定められています。\*

このため、令和3年度の年金額の改定は、賃金変動率（-0.1%）を基に行います。次に、この率に対して **改定ルール ②** による調整を行います。



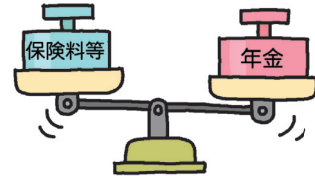
賃金変動率 < 0 かつ  
賃金変動率 < 物価変動率 のときは  
賃金変動率を基に年金額を改定する

※令和2年度までは、このような場合は「物価変動率を基にして年金額を改定」または「改定なし」とされていましたが、法改正により、令和3年度から年金額の改定ルールが変更され、現役世代の負担能力に応じた給付を行い、将来世代の給付水準を確保する観点から、賃金変動率を基に年金額が改定されることとなりました。

## 改定ルール② マクロ経済スライドによる調整

公的年金制度においては、平均余命の伸びに伴い年金給付費が増大していく中でも、保険料等の収入の範囲内で安定的に給付を行うため、年金給付水準を自動的に調整する仕組みが導入されており、これを「マクロ経済スライド」といいます。

具体的には、現役世代の人数の増減と平均余命の伸びを考慮して毎年度『スライド調整率』を算出し、これにより年金額の改定の基となる率（改定ルール①の率）を調整しますが、年金額が引き下げられる年度はマクロ経済スライドによる調整は行われず、翌年度以降に繰越し（キャリアオーバー）されます。



令和3年度のスライド調整率は $-0.1\%$ となりましたが、この $-0.1\%$ は未調整分として翌年度以降に繰り越されます。

翌年度以降、改定ルール①の率がプラスとなった年度に、その年度のスライド調整率とこの $-0.1\%$ の未調整分を合わせて調整が行われます。

## 年金額改定率の算定結果

令和3年度の年金額の改定は、改定ルール①の率 $-0.1\%$ を基に行います。（改定ルール②による調整は行われず、翌年度以降に繰越し（キャリアオーバー））

注：年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）の退職年金は、この改定ルールの対象外で、毎年10月に改定されます。

### 年金豆知識

名目手取り賃金変動率が対前年比で $-0.1\%$ とあるけど、令和2年の賃金が $0.1\%$ 下がったということなの？

名目手取り賃金変動率は、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率などを用いて算出されます。

そのため、今回の名目手取り賃金変動率では平成29年度から令和元年度までの平均が用いられています。（令和2年の賃金変動が年金額に反映されるのは、令和4年度以降となります。）



令和3年度の年金額改定については、当共済組合ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) → [公立学校共済組合からのお知らせ](#) → [年金を受給している方向け](#)

→ [令和3年度の年金額のお知らせ](#) をクリック 

